

各府立学校長・准校長 様

教職員室教職員企画課長

病気休暇の期間の通算方法の見直しについて（通知）

「職員の給与の支給方法等に関する規則」及び「同規則の運用について」の改正に伴い、病気休暇の期間を通算する運用について、下記のとおり取り扱うこととなりますので通知します。

貴職におかれましては、この旨所属職員に周知徹底するとともに、その取扱いについて遺漏のないように配慮願います。

記

1 病気休暇の期間の通算について

○病気休暇取得の前日から過去1年間の1日(時間単位を含む)以上の病気休暇の期間を通算する。

※ ただし、医師の指示のもと、人工透析を勤務時間中に行わなければならない場合は、この通算から除外する。

※ なお、この1日の取扱いについては、暦日によるものとする。

○勤務時間の全てを勤務しない病気休暇と病気休暇の間の期間(週休日、休日及び代休日を含む。)について、病気休暇以外の事由で、当該期間を全て勤務しない場合は、その勤務しない事由のいかんにかかわらず、当該期間は全て通算する。

※ ただし、①出産する場合の特別休暇の場合、②生理のため勤務が著しく困難である場合の特別休暇の場合、③公務災害、通勤災害の場合の承認を受けて勤務しなかった場合は、この通算から除外する。

2 実施時期

平成25年10月1日

(参考) 昇給号給数の抑制にかかる病気休暇の取扱いについて

毎年1月1日の昇給について、昇給日前1年間の期間の勤務日数の1/2又は1/6に相当する日数以上を勤務していない場合は、昇給号給数を抑制されることとなっており、病気休暇は勤務をしていない日として取り扱われる。(時間単位の場合は、7時間45分をもって1日と換算。)

この取扱いについては、上記1にかかわらず、従来どおり、昇給日前1年間の期間で実際に病気休暇により勤務しなかった日のみを勤務しなかった日とする。

## 病気休暇の期間の通算方法の改正について

病気休暇の期間の通算方法について、平成 25 年 10 月 1 日より下記の取扱いとなりますのでお知らせします。

◎改正内容（詳細は別紙参照）

### 1 病気休暇の期間の通算について

○病気休暇取得の前日から過去 1 年間の 1 日(時間単位を含む)以上の病気休暇の期間を通算する。

※ただし、医師の指示のもと、人工透析を勤務時間中に行わなければならない場合は、

この通算から除外する。

※なお、この 1 日の取扱いについては、暦日によるものとする。

○勤務時間の全てを勤務しない病気休暇と病気休暇の間の期間（週休日、休日及び代休日を含む。）について、病気休暇以外の事由で、当該期間を全て勤務しない場合は、その勤務しない事由のいかんにかかわらず、当該期間は全て通算する。

※ただし、①出産する場合の特別休暇の場合、②生理のため勤務が著しく困難である場合の特別休暇の場合、③公務災害、通勤災害の場合の承認を受けて勤務しなかった場合は、この通算から除外する。

### 2 実施時期

平成 25 年 10 月 1 日

(参考) 昇給号給数の抑制にかかる病気休暇の取扱いについて

毎年 1 月 1 日の昇給について、昇給日前 1 年間の期間の勤務日数の  $1/2$  又は  $1/6$  に相当する日数以上を勤務していない場合は、昇給号給数を抑制されることとなっており、病気休暇は勤務をしていない日として取り扱われる。(時間単位の場合は、7 時間 45 分をもって 1 日と換算。)

この取扱いについては、上記 1 にかかわらず、従来どおり、昇給日前 1 年間の期間で実際に病気休暇により勤務しなかった日のみを勤務しなかった日とする。

○病気休暇（以下「病休」という。）の通算

①病休日数計算の改正について

**現行**

○7日以上（時間単位を含まない）の病休を通算

- ・7日以上（時間単位を含まない）の病休を取得した場合、その開始の前日から起算して前1年の期間に取得した7日以上（時間単位を含まない）の病休を通算

**イメージ図**

取得の日の前日から前1年間（病気休職の期間を除く）

※それぞれ、病休の取得時点で通算の判断を行う



**改正内容**

○1日単位（時間単位を含む）の病休を通算

- ・時間単位（7時間45分未満）の病休も1日としてカウント（時間の積上げ方式ではない。国と同様の扱い）
- ・病休を取得した場合、その開始の前日から起算して前1年の期間に取得した1日以上（時間単位を含む）の病休を通算

※ただし、人工透析を勤務時間中に行わなければならない場合は、この通算から除外する

**イメージ図**

取得の日の前日から前1年間（病気休職の期間を除く）

※それぞれ、病休の取得時点で通算の判断を行う

## ②病休と病休の間に挟まれた週休日等の扱いについて

### 現行

○7日以上先の病休については、病休と病休との間に挟まれた週休日・休日・代休日は通算するが、年休・特休及び時間単位の病休等は通算しない  
(連続する90日の病休については、勤務実績がない日はすべて通算)



### 改正内容

○勤務時間の全てを勤務しない病休と病休との間に挟まれた勤務実績がない日は、療養する必要がある状態が引き続いているとみなすために通算する  
○ただし、①出産する場合の特別休暇の場合、②生理のため勤務が著しく困難である場合の特別休暇の場合、③公務災害、通勤災害の承認を受けて勤務しなかった場合は、この通算から除外する。

### イメージ

- ・病休（全）とは、一日単位の病休又は時間単位の病休と年休等を併用して勤務時間の全てを勤務しない日をいう
- ・病休（時間）とは、勤務時間の一部に病休を取得しているが、勤務実績のある日をいう
- ・年休（全）とは、一日単位の年休等又は病休以外の年休等を併用して勤務時間の全てを勤務しない日をいう
- ・年休（時間）とは、勤務時間の一部に病休以外の年休等を取得しているが、勤務実績のある日をいう

病休（全）	病休（全）	病休（全）	3日間	
病休（全）	病休（時間）	病休（全）	3日間	
病休（全）	週休日	週休日	病休（全）	4日間
病休（時間）	週休日	週休日	病休（時間）	2日間
病休（全）	年休（全）	病休（全）	3日間	
病休（全）	年休（時間）	病休（全）	2日間	
病休（時間）	年休（全）	病休（全）	2日間	

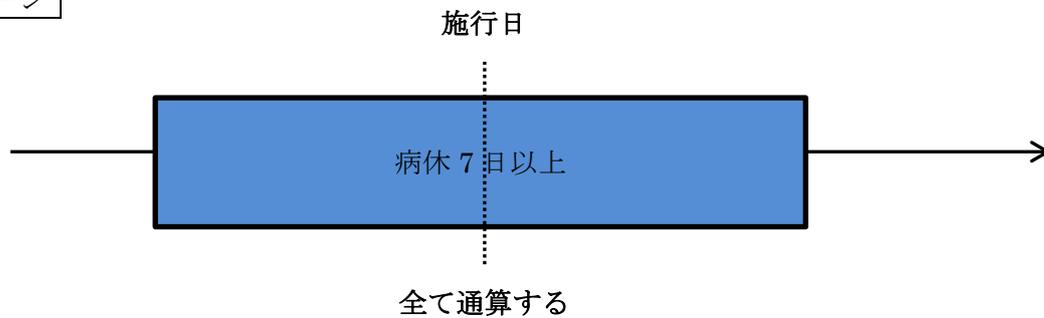
③ 病休通算の考え方について

「施行日前は7日以上、施行日後は1日以上（時間単位を含む）を通算する。」

※施行日にまたがる病休通算の考え方について

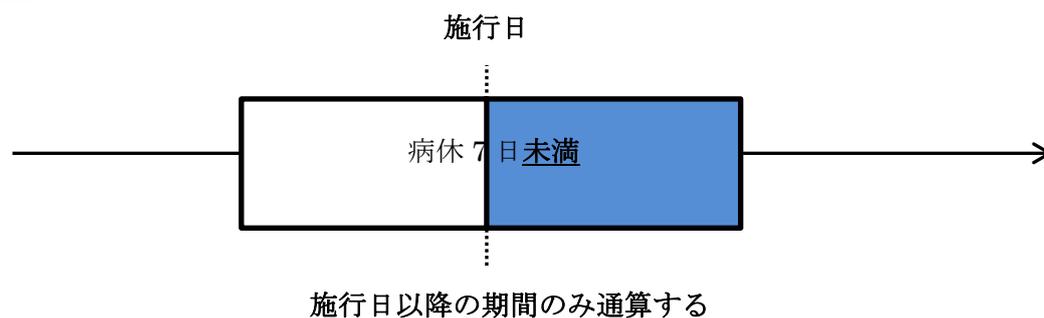
○施行日前から施行日後にまたがる連続7日以上の病休の期間は全て通算する。

イメージ



○施行日にまたがる連続 7 日未満の病休の期間は、「施行日以降の期間のみ」通算する。

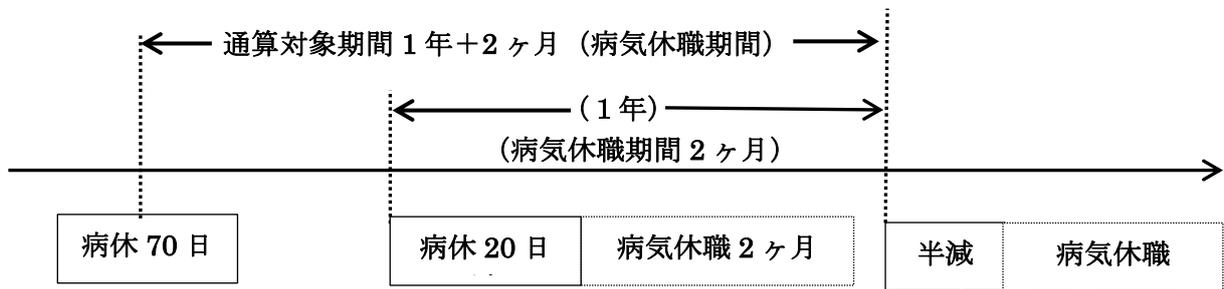
イメージ



④病休取得の前日から起算して前1年間（通算対象期間）の考え方について

○病休取得の前日から起算して前1年間に病気休職があれば、この期間は通算対象から除く。

イメージ



通算 90日を超えて、病休(全)の場合は給料半減  
(⇒病気休職手続き終了後、直ちに病気休職)

○連続する病休の場合は、当該**連続する病休**の初日の前日から起算する。  
(ただし、病気休職の期間を除く)

イメージ

【H25.10.4 から H25.10.9 までに下図のように病休（全）・病休（時間）を取得した場合】  
⇒起算日は、①・②・③・④となる。

①	②			③		④		
10/3 (木)	10/4 (金)	10/5 (土)	10/6 (日)	10/7 (月)	10/8 (火)	10/9 (水)	10/10 (木)	
出勤	病休 (全)	週休日	週休日	病休 (全)	病休 (時間)	病休 (全)	出勤	

連続する病休

- ① 10/4 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/3  
◆10/4 の病休は、10/3 以前の病休と連続していない。（10/3 が出勤であるため）  
⇒通算対象期間：H24.10.3～H25.10.3（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.4（当該病休の期間）
- ② 10/7 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/3  
◆10/7 の病休は、10/4 の病休(週休日を含めて)と**連続している**。  
（10/5、10/6 の週休日が病休（全）と病休（全）には含まれているため）  
⇒通算対象期間：H24.10.3～H25.10.3（当該**連続する病休**の初日の前日から起算して前1年間）及びH25.10.4～H25.10.7(当該**連続する病休**の期間)
- ③ 10/8 に病休（時間）を取得した場合 ⇒起算日は 10/7  
◆10/8 の病休は、10/7 以前の病休と連続していない。  
（10/8 が病休(時間)であり、病休(全)に該当しないため）  
⇒通算対象期間：H24.10.7～H25.10.7（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.8（当該病休の期間）
- ④ 10/9 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/8  
◆10/9 の病休は、10/8 以前の病休と連続していない。  
（10/8 が病休(時間)であり、勤務実績があるため）  
⇒通算対象期間：H24.10.8～H25.10.8（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.9（当該病休の期間）